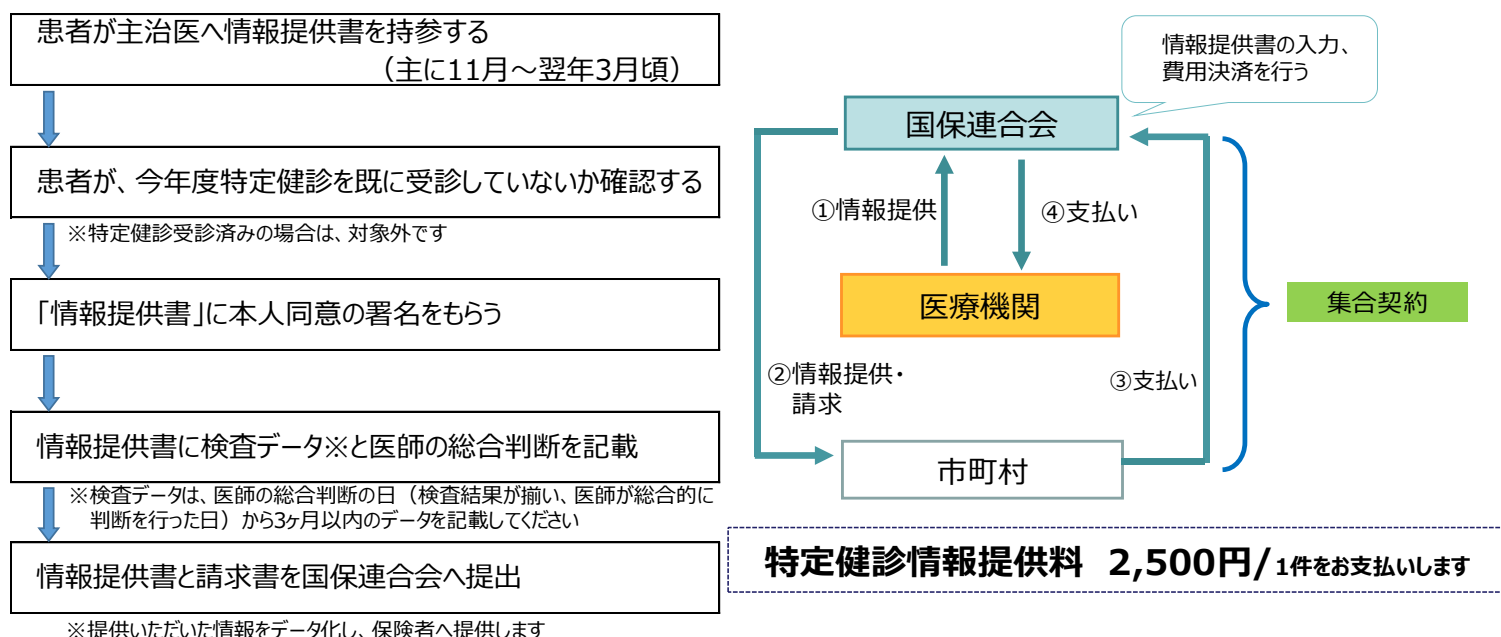


特定健康診査情報提供事業の実施について

医療機関に通院中で、市町村が行う特定健診を受診する意思がない方について、医療機関が持つ診療情報のうち特定健診の基本項目を全て満たす検査結果がある場合に、患者本人の同意のもとで医療機関から保険者にその情報を提供いただくことで、保険者において特定健診の結果データとして活用しようとするものです。

保険者は、提供いただいた健診情報をもとに、保健指導や血管病の重症化予防対策の取り組みに活用します。

情報提供の流れ



留意事項

- ・ 情報提供書に記載する検査結果と医師の総合判断日までの間は3か月以内となります。
- ・ 本事業は特定健診を受診していない（しない）者が対象のため、受付においてご確認をお願いします。
- ・ 身長・体重・腹囲について、データがない場合は計測をお願いします。
(費用は特定健診情報提供料に含まれます。)
- ・ 通常、特定健診の受診者には結果通知を送付していますが、本事業に参加した場合には、特定健診結果を含めて結果通知されません。

(お問い合わせ)

制度等事業に関すること 高知県健康政策部国民健康保険課 TEL: 088-823-9646

請求・支払に関すること 高知県国民健康保険団体連合会

保険者支援課事業健診係 TEL: 088-820-8415